

# **第5期芳賀町障がい者福祉計画**

**(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)**

**平成30年3月  
芳賀町**

# 目次

〈序論・総論〉 .....	1
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 .....	1
第1章 計画の策定にあたって .....	1
第1節 計画策定の背景 .....	2
第2節 計画の法的根拠 .....	3
第3節 計画の位置付け .....	4
第4節 計画の策定方法 .....	6
第2章 障がい者を取り巻く現況と課題 .....	8
第1節 芳賀町の概況 .....	8
第3章 計画の基本理念及び施策の展開 .....	14
第1節 障がい者施策の基本理念 .....	14
第2節 基本方針 .....	15
第3節 基本目標及び施策の体系 .....	16
〈各論Ⅰ〉 .....	19
第1章 安心して暮らすために .....	20
第1節 情報提供 .....	20
第2節 相談支援体制 .....	22
第3節 障がい者の理解・啓発・福祉教育 .....	24
第4節 福祉人材の育成と活動支援 .....	26
第2章 「健やかに暮らすために」 .....	28
第1節 保健・医療、リハビリテーションサービスの充実 .....	28
第2節 保健・療育・教育の充実 .....	30
第3章 支え合い・安全に暮らすために .....	32
第1節 バリアフリーに配慮したまちづくり .....	32
第2節 日常生活支援 .....	33
第3節 地域内の協力支援体制の構築 .....	36
第4節 交通・移動手段の確保 .....	38
第4章 いきいきと楽しく暮らすために .....	39
第1節 就労支援 .....	39
第2節 地域交流促進 .....	40
〈各論Ⅱ〉 .....	41
第1章 基本指針に定める成果目標 .....	42
第1節 福祉施設から地域生活への移行促進 .....	42
第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	44
第3節 地域生活支援拠点等の整備 .....	45
第4節 福祉から一般就労への移行促進 .....	46

第5節 障がい児支援 .....	48
第6節 計画相談の連携強化等 .....	50
<b>第2章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策.....</b>	<b>51</b>
第1節 障がい福祉サービスに係る各サービスの実績.....	51
第2節 障がい児福祉サービスに係る各サービス量の見込み .....	66
第3節 地域生活支援事業の実施に関する事項 .....	67
<b>〈各論Ⅲ〉 .....</b>	<b>69</b>
<b>第1章 計画の推進体制 .....</b>	<b>70</b>
第1節 計画推進の評価・見直し.....	70
第2節 計画の推進体制の確保 .....	72
<b>〈資料〉 .....</b>	<b>73</b>
<b>第1章 審議・会議等に係る資料 .....</b>	<b>74</b>
第1節 障害福祉計画策定委員会に係る資料.....	74
<b>第2章 各種調査などからの分析 .....</b>	<b>77</b>
第1節 芳賀町満足度調査結果 .....	77
第2節 その他の意見 .....	79



# 序論・総論

## 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

### 元号の表記について

「平成」の元号は、平成31年4月までとなっていますが、年数のイメージを容易にできるよう、本計画では、平成31年度以降も「平成」の元号を用いました。

### 「障害」と「障がい」の表記について

芳賀町では、第5期芳賀町障がい者福祉計画において、「障害」という言葉を人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記しています。これは、「害」の漢字が否定的なイメージから、人に対して使用することが障がい者への差別や偏見を助長しかねないため、障がい者の人権を尊重すること、町民の障がい者への理解を深めることを目的とするものです。

ただし、国や県が定めた法律の用語や団体などの固有名詞については、元の表記に合わせて表記しているため、計画書では「障害」と「障がい」の2つの表記が混在しています。

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 第 1 節 計画策定の背景

---

わが国では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が平成 24 年に成立し、障がいのある人もない人も互いに支え合い地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる社会（以下「地域共生社会」という。）の実現を目指してきました。

平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立し、公共機関において、障がいのある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障がいのある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮」を義務付けられることが示され、地域における障がい者の社会参画を加速させる後押しがなされました。

さらに、国際連合の「障害者の権利に関する条約」が、我が国でも平成 26 年 1 月に批准され、社会福祉全体の構造が大きく変化しました。

また、栃木県では、全ての県民が、地域共生社会の実現をめざし、障害者差別の解消に取り組んでいくため、「栃木県障害者差別解消推進条例」が平成 28 年 10 月 1 日に施行されたほか、「とちぎ障害者プラン 21」、「栃木県障害者福祉計画、栃木県障害児福祉計画」の素案が示されており、本町の計画を策定するにあたり、その方向性と整合を図っております。

ここで、本町では平成 26 年度に平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を計画期間として「第 4 期芳賀町障がい者福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進してきました。

しかしながら、障がい福祉サービスの利用が増加し、障がい福祉が浸透しつつあるという見方ができる一方で、毎年本町において実施している町民満足度調査の結果を見る限り、本町における障がい福祉に対する理解・認識は充分とは言えず、障がい福祉について啓発と理解の醸成について、更なる改善余地を残しています。

本町では、町の総合計画として、平成 27 年度に「第 6 次芳賀町振興計画」策定しており、障がい福祉分野における効率的、効果的な情報伝達を重要な課題として捉え、障がい福祉に関する情報発信の手段、表現の方法及び内容などを工夫し、障がいに対する理解を町民全体が深めるような施策の推進を盛り込んでいます。

以上のことから、「第 5 期芳賀町障がい者福祉計画」では、「第 4 期芳賀町障がい者福祉計画」の方向性を踏襲しつつも内容を更に発展させ、「第 6 次芳賀町振興計画」の内容とも整合を図り、地域共生社会の実現に向けて障がい福祉施策を計画的に推進します。

## 第2節 計画の法的根拠

### (1) 計画の法的根拠と役割

「芳賀町障がい者福祉計画」（以下「本計画」という）は、「市町村障害者計画」、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定したもので、それぞれの計画の法的根拠は次のとおりとなります。

#### ■ 芳賀町障害者計画

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」に該当する理念計画であり、本町の障害者施策の基本的な方向性を総合的に定めています。

障害者基本法では、「健康で快適・自由で自立した生活の実現」と「ともに生き、暮らし支えあう共生の地域づくり」を基本理念として掲げています。

#### ■ 芳賀町障害福祉計画

障害者総合支援法第88条で定める市町村計画で、本計画の実施計画として位置づけられるものであり、障害福祉サービスの提供体制の確保及びその円滑な実施の方策を定めています。（障害福祉計画には必須項目と任意の項目がありそれぞれ次のとおりです。）

##### ・必須記載事項

- ① 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制確保に係る目標
- ② 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

##### ・任意記載事項

- ① 各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込みの確保のための方策
- ② 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ③ 通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

#### ■ 芳賀町障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定されている「市町村障害児福祉計画」で、平成28年6月に児童福祉法が改正されたため、今回から本計画に含めています。

障害児の通所支援及び相談支援に関する提供体制の確保及び円滑な実施について定めるものです。

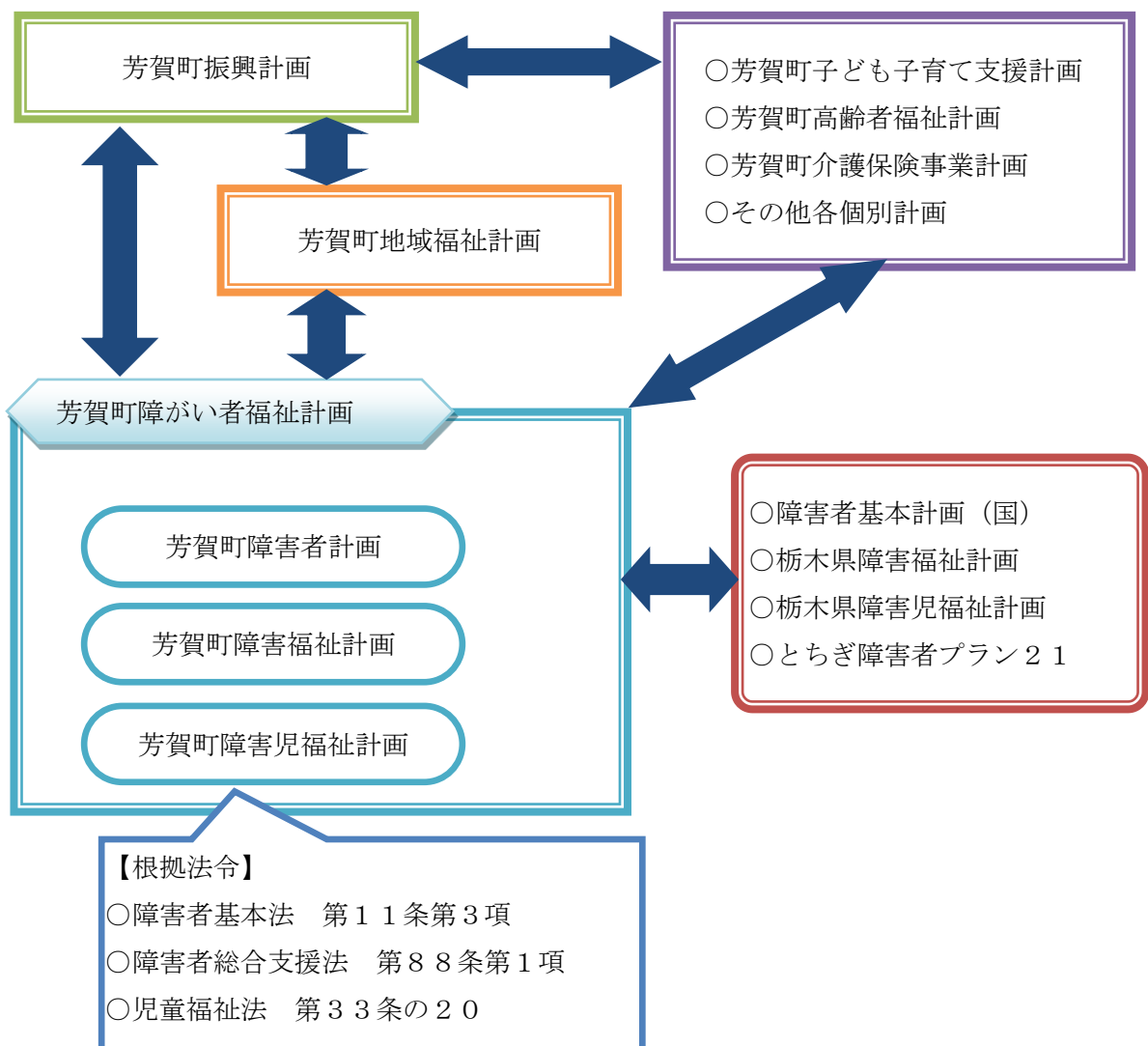
# 第3節 計画の位置付け

## (1) 計画の位置付けと期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。計画最終年度である平成32年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。基本指針に基づき、各年度には中間評価を行います。

また、本計画の法定上の位置付けは、次のとおりとなり、計画の策定に当たっては、「芳賀町振興計画」や「芳賀町地域福祉計画」及び各個別の計画と整合性を図ります。

### ■ 本計画と他の計画との関連イメージ





■ 計画の期間

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
第6次芳賀町振興計画（H28～H39）								
芳賀町地域福祉計画					次期芳賀町地域福祉計画			
第4期芳賀町障がい者福祉計画			第5期芳賀町障がい者福祉計画			第6期芳賀町障がい者福祉計画		

※「平成」の元号は、平成31年4月までとなっていますが、本計画では便宜上、平成31年度以降も「平成」の元号を用いています。

## 第4節 計画の策定方法

### (1) 計画策定の体制

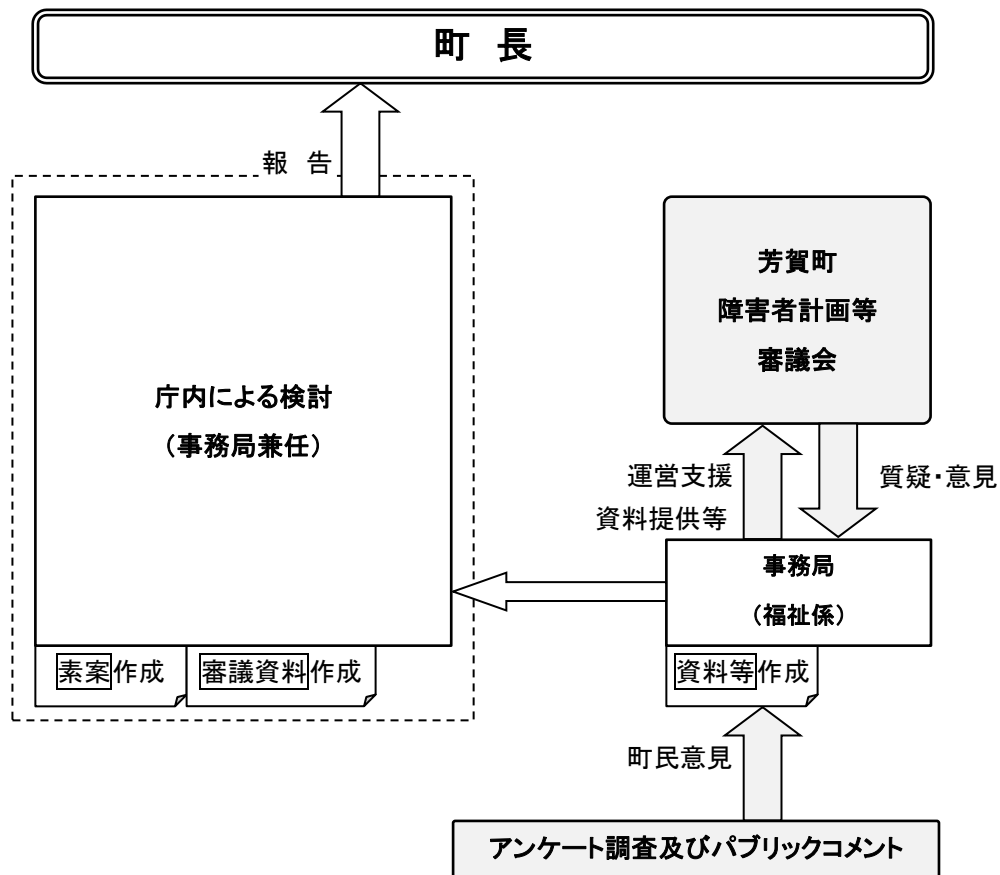
策定にあたっては、次の検討組織において、検討を進めました。

#### ① 芳賀町障害者計画等審議会による検討

会議は、町民参加の推進を図る観点から公募委員、町議会議員、関係機関代表等による委員で構成されています。

#### ② 庁内組織による検討

策定期間中の事務局は福祉対策課福祉係に置き、策定工程の全体調整を行うとともに、庁内における検討組織として、関係各課との障がい者施策の調整、基本理念・目標（案）の設定を行うとともに、第4期計画の事業の実績状況を確認しました。



## **(2) 町民意見・ニーズの把握と反映**

町民意見については、芳賀町障害者計画等審議会への公募委員の参画、パブリックコメントを実施し、広く意見や要望等を収集しました。

### **① 各種調査からの分析**

本計画を策定するにあたり、芳賀町で毎年実施している町民満足度調査の調査結果、まちづくり委員会の意見、芳賀郡障害児者相談支援センターに寄せられた意見、芳賀地区自立支援協議会の意見などを基に、本町における現状と課題を分析しました。

### **② パブリックコメントの実施**

より多くの町民の皆様からのご意見を反映させるため、平成30年2月9日から平成30年3月12日までパブリックコメントを実施しましたが、寄せられたご意見はありませんでした。

また、この結果を芳賀町障害者計画等審議会に報告しました。

# 第2章 障がい者を取り巻く現況と課題

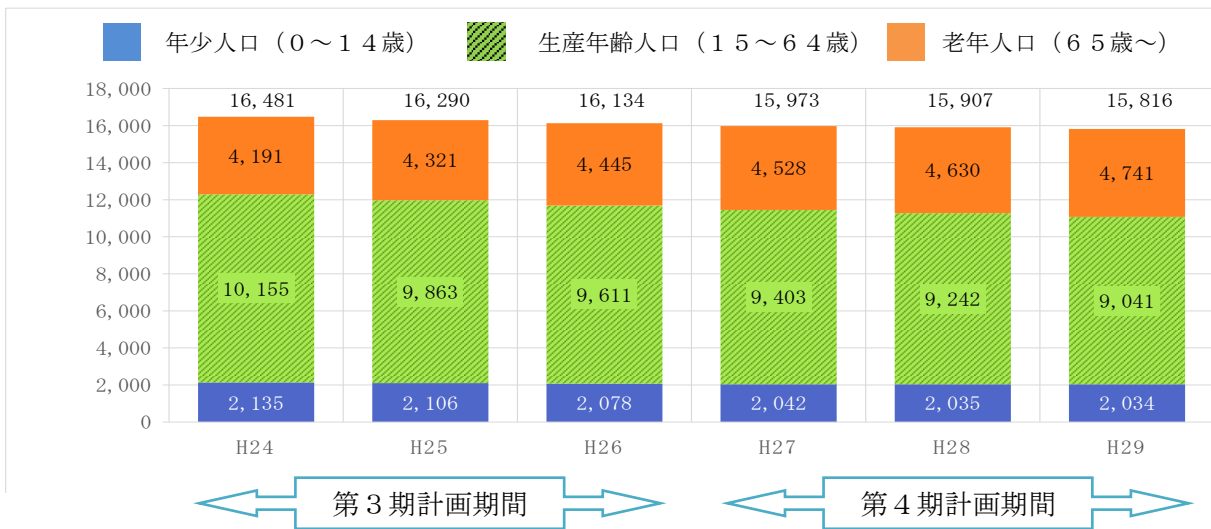
## 第1節 芳賀町の概況

### (1) 人口及び世帯

#### ① 総人口と区分別人口

本町の総人口は、総数として増加傾向にあり、区分別人口では生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）が減少傾向、老年人口（65歳以上）が増加傾向にあります。

総人口と区分別人口の推移（人）



出典：住民基本台帳（各年10月1日）

なお、区分別人口割合では、近年の推移の中において、生産年齢人口の減少が顕著になり始めています。人口減少があるため、割合としては大きな増減差がとらえにくくありますが、今後の少子高齢化により、区分差には注視していく必要があります。

区分別人口割合の推移

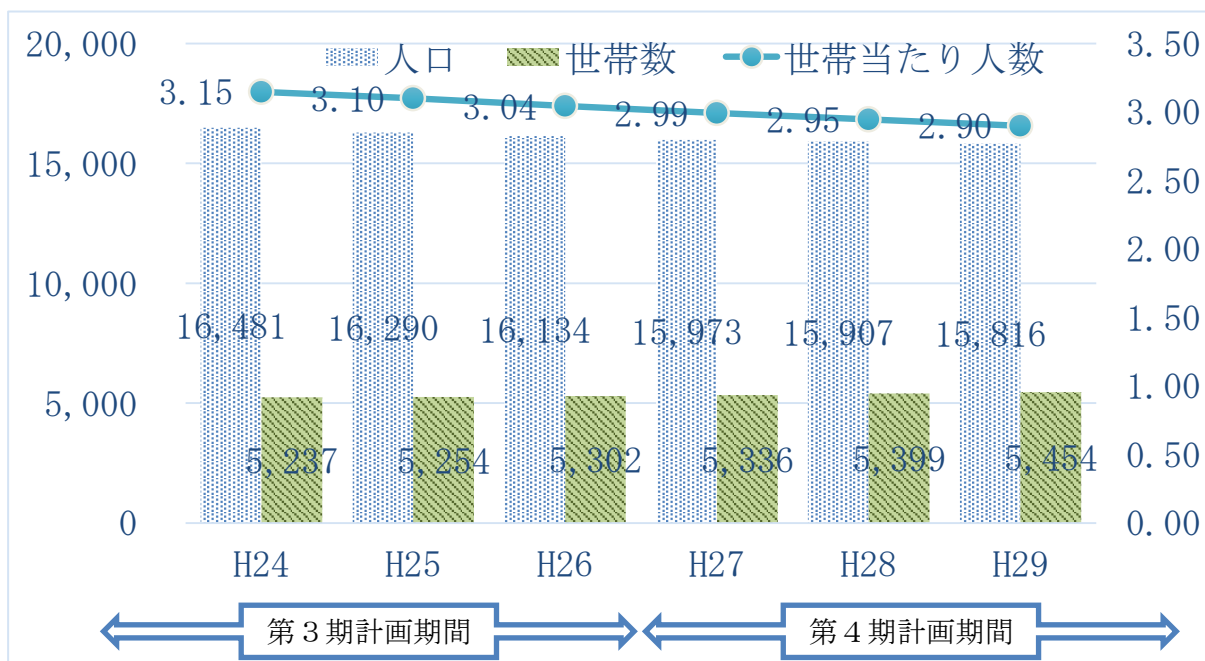
区分	第3期計画期間			第4期計画期間		
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
年少人口(0～14歳)	12.95%	12.93%	12.88%	12.78%	12.79%	12.86%
生産年齢人口(15～64歳)	61.62%	60.55%	59.57%	58.87%	58.10%	57.16%
老年人口(65歳～)	25.43%	26.52%	27.55%	28.35%	29.11%	29.98%

出典：住民基本台帳（各年10月1日）

## ② 世帯と世帯構造

本町では、総人口が減少している反面、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人員が減少し続けています。

世帯数と世帯構成員の推移（人、世帯）



出典：住民基本台帳（各年10月1日）

本町では、核家族世帯の割合が前回から減少し、核家族化が鈍化したように見えます。しかし一方で、親族のみの世帯が減少し、単独世帯が増加しており、世帯当たりの構成員数が減少し続けています。世帯員数の減少は、老老介護や親亡き後の自立生活などの課題が予想されます。

一般世帯に占める世帯構成の推移（世帯）

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
親族のみの世帯	4,058	86.5%	4,129	84.2%	4,068	82.2%
核家族世帯	2,328	57.4%	2,569	62.2%	2,769	55.9%
非親族を含む世帯	13	0.3%	34	0.7%	26	0.5%
単独世帯	623	13.3%	741	15.1%	853	17.2%
計（一般世帯）	4,694	100.0%	4,904	100.0%	4,950	100.0%

出典：国勢調査

※ 一般世帯とは、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入所者等）以外をいう。

## (2) 障がい者に係る統計

本町における手帳所有者数は、身体障害者手帳所有者が減少傾向にあり、療育手帳所有者が増加傾向に、そして精神障害者保健福祉手帳所持者が横ばいとなっております。

手帳ごとに見ると、身体障害者手帳所持者数は、死亡などによる返還が増加しており、ここ最近では減少傾向にあります。

療育手帳所持者数は毎年増加しており、平成29年4月現在には148人で、平成26年の130人から18人増えています。

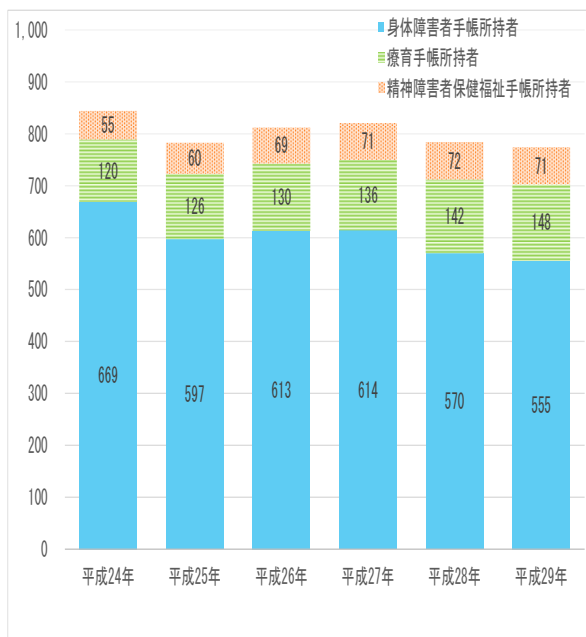
精神障害者保健福祉手帳所持者は、横ばいで推移しており、平成29年4月現在には71人で、平成26年から2人増とほぼ同数です。

障害者手帳所持者数の推移（人）

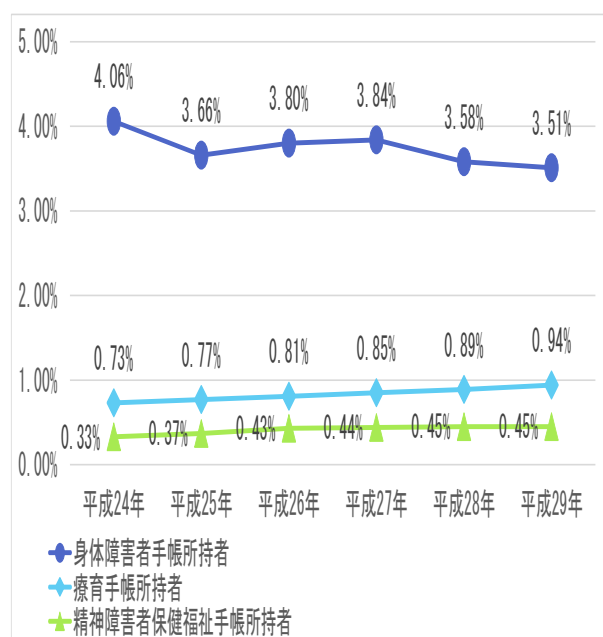
	第3期期間			第4期期間		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害者手帳所持者	669	597	610	614	570	555
療育手帳所持者	120	126	130	136	142	148
精神障害者保健福祉手帳所持者	55	60	69	71	72	71
合計	844	783	809	821	784	774
総人口に対する手帳所有者割合	5.1%	4.8%	5.0%	5.1%	4.9%	4.9%

出典：福祉対策課（各年4月1日現在）

障害者手帳所有者（人）



手帳種別ごとの人口に対する割合（％）



出典：福祉対策課（各年4月1日）

### ① 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付されます。

手帳所持者数を等級別にみると、1級、2級の重度身体障害者に該当する人数は、平成29年が245人で、全体の約44%を占めています。

平成26年と比較して、ほぼ全ての等級が減少又は横ばい傾向で、全体における比率もほぼ変動はありませんでした。

障がいの種類別にみると、肢体不自由が最も多く、手帳所持者の約5割となっており、次いで内部障害などとなっています。

#### 身体障がい程度別の推移（人）

	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	214	198	198	193	177	170
2級	94	87	80	80	79	75
3級	109	98	101	102	87	89
4級	154	134	146	151	140	137
5級	44	42	43	44	41	41
6級	54	38	42	44	46	43
合計	669	597	610	614	570	555

出典：福祉対策課（各年4月1日現在）

#### 第4期計画期間中の身体障がい種類別の推移（人）

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語そしゃく障害	肢体不自由	内部障害	複合	合計
平成27年度	28	74	5	306	172	29	614
平成28年度	23	70	4	292	158	23	570
平成29年度	21	70	4	284	152	24	555

出典：福祉対策課（平成29年4月1日現在）

## ② 療育手帳所持者

療育手帳は、発達期に何らかの原因により知能遅滞がおこり、そのために日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要としている方に対して交付されます。

知的障害者の福祉の増進に資することを目的としており、障がいの程度によって、最重度から軽度に区分されます。

手帳所持者数を等級別にみると、B1の手帳所持者が最も多く、全体の3分の1を超えており、以下、A2、B2、A1の順に多くなっています。

### 療育手帳所持者数の推移（人）

	第3期期間			第4期期間		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A1(最重度)	10	10	11	11	11	11
A2(重度)	47	48	49	49	50	50
B1(中度)	39	44	46	46	48	52
B2(軽度)	24	24	24	30	33	35
合計	120	126	130	136	142	148

出典：福祉対策課（各年4月1日現在）

## ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対して交付されます。

障害年金の等級に準拠し、3級まで区分されます。

手帳所持者数を等級別にみると、2級が最も多く、全体の5割を超えています。そして、1級、3級がほぼ同数で推移しています。

### 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人）

	第3期期間			第4期期間		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	8	9	8	13	16	18
2級	29	31	30	44	38	38
3級	15	17	16	14	18	15
合計	55	60	69	71	72	71

出典：福祉対策課（各年4月1日現在）



#### ④ 自立支援医療（精神通院医療）受給者

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障がい（てんかんを含む。）を有する方に対して、医療費を支給します。

受給者数は毎年増加しており、平成29年には134人で、平成26年124人から10人増えています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（人）

	第3期期間			第4期期間		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
受給者	103	118	124	125	130	134

出典：福祉対策課（各年4月1日現在）

#### ⑤ 手帳所有者の年齢区分

芳賀町の身体障害者手帳等を所有している人の年齢区分は、次のとおりです。

それぞれの手帳所有者で65歳以上の割合が増加しており、障がい福祉サービス利用者については、原則介護保険サービス優先になっているため、障がい福祉サービスから介護保険サービスへのスムーズな移行が課題となってきました。

また、介護者の高齢化も進んでおり、「親亡き後の自立した生活」という新たな課題が出てきました。

手帳所有者の年齢区分別人数

年齢区分	身体障害者 手帳所有者	療育手帳 所有者	精神障害者保健 福祉手帳所有者
年少人口(14歳以下)	6	19	0
生産年齢人口(15歳～64歳)	134	111	62
老年人口(65歳～74歳)	136	11	9
後期高齢者人口(75歳以上)	279	7	0
計	555	148	71

出典：福祉対策課（平成29年4月1日現在）

# 第 3 章 計画の基本理念及び施策の展開

## 第 1 節 障がい者施策の基本理念

### (1) 本町の障がい者施策の方向性

「第6次芳賀町振興計画」では、「躍動する芳賀の町未来につなげよう」を目指す将来像として、施策の推進にあたっています。障がい者施策に係る記載として、「施策の目標」に次のとおり記載されています。

- ① 障がい者とその家族への情報提供の充実
- ② 保健・療育・教育の充実
- ③ 快適・安全に暮らせるような日常生活の支援
- ④ いきいきと楽しく暮らせる就労支援と地域交流の促進

本計画の策定にあたっては、上位計画である振興計画の施策目標と方向性を整え、障がい福祉に関する支援施策のあり方を検討・協議し、計画を策定しました。

### (2) 計画の基本理念

本町では、上位計画である振興計画の将来像の実現とともに、障がい者の視点に立った障がい者福祉施策を推進するため、本計画の基本方針を第4期から引き継いで、

## 「自分らしく いきいきと輝いて 暮らせるまち」

を基本理念とした、障がい者福祉の推進に取り組みます。

また、本町では、基本理念を本計画の基本的な考えとして位置づけ、そして基本目標を本計画推進のための各施策の具体的な目標として位置づけました。

なお、本計画の基本理念は、第4期計画同様に、国の示した理念である、障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの実現に基づくものとし、

## 第2節 基本方針

---

### (1) 第5期障害者福祉計画の策定に係る基本指針

国において、計画の策定に係る基本指針の見直しが行われ、次のとおり示されています。本町においても、計画策定の方向性として、指針に基づいた施策に取り組みます。

#### ① 計画作成、実施における手法として、PDCAサイクルの導入

数値目標や障がい福祉サービス等の見込量等を新たに成果目標と活動指標に整理し、1年に1回その実績を把握し、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

#### ② 成果目標の設定

直近の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、地域において求められている相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を持った拠点等の整備を新たに成果目標とし、具体的目標値を設定します。

##### ○平32年度までの成果目標

- ・福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
- ・精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
- ・地域生活支援拠点等の整備（継続）
- ・福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

#### ③ 障がい児支援の体制整備を追加

計画相談支援の内容等について、直近の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、子ども・子育て支援法に基づく計画が作成され、その中で障がい児支援についても言及されること等も踏まえ、障がい児支援の体制整備の内容について新たに規定することとしている。

##### ○具体的事項

- ・障がい児支援体制の整備（新規）
- ・計画相談支援の連携強化等（拡充）

## 第3節 基本目標及び施策の体系

### (1) 基本目標の設定

本計画では、「自分らしく いきいきと輝いて 暮らせるまち」の実現に取り組むため、「芳賀町障害者計画」において、次の4つの基本目標を掲げました。

#### 1 「安心して暮らすために」

障がい者とその家族が安心して生活できるよう、必要な相談や支援がタイムリーにできる体制の構築を進めます。

また、障がい者に対する差別をなくし、理解と助け合いの心の普及啓発のため、福祉教育やボランティア・NPO・関係団体等への支援と連携を図ります。

さらに、これらに関する情報がより多くの人に分かりやすく伝わるように、情報伝達の手段や内容の充実について検討します。

#### 2 「健やかに暮らすために」

障がい者とその家族が健康を維持・増進できるよう、疾病や障がいの早期発見、治療、療育、リハビリテーションが適切に受けられるよう支援体制の充実を図ります。

また、保育・教育においても、個人に合った成長が望めるよう、担当者のスキルアップも含め、支援します。

#### 3 「支え合い・安全に暮らすために」

障がい者とその家族が安全に生活できるよう、バリアフリーに配慮したまちづくりを推進します。

また、いざという時のために障害がある人もない人もお互いに協力し、安全な生活が送れるように、地域の協力支援体制づくりを進めます。

#### 4 「いきいきと楽しく暮らすために」

障がい児とその家族が安定した生活ができるよう、就労促進のための環境づくりや情報提供等、関係機関との連携のもと支援体制づくりを進めます。

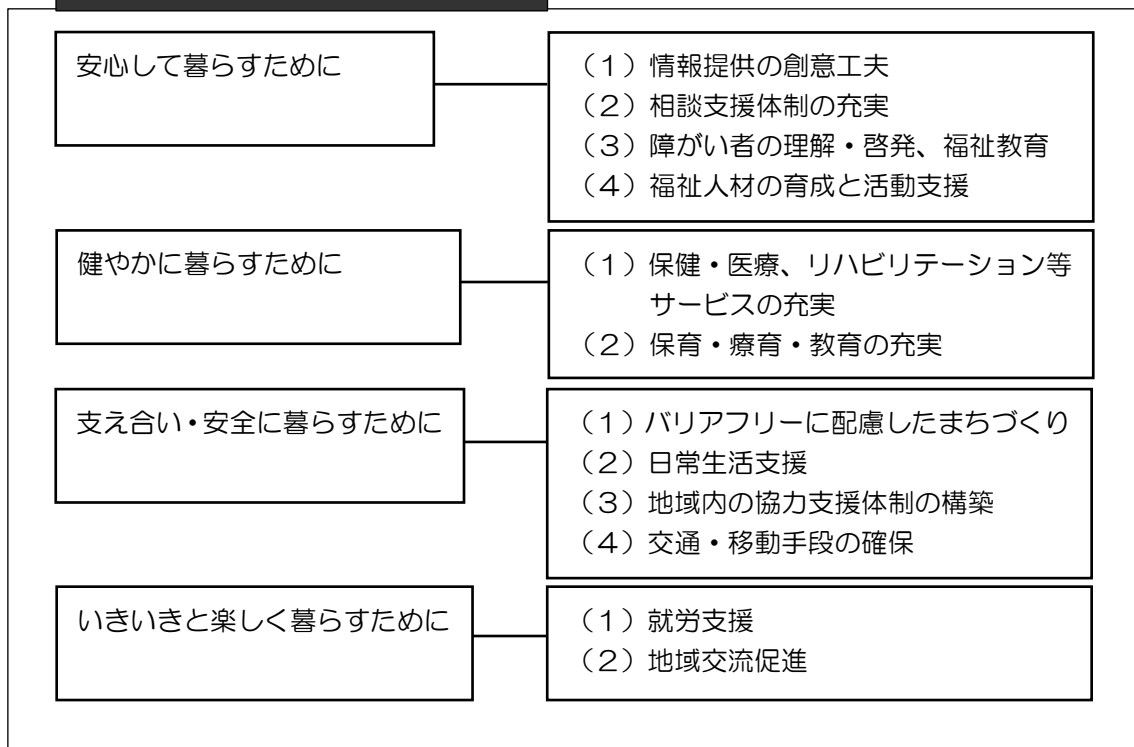
また、地域行事への参加機会の創出や参加しやすい環境づくりを進めるとともに、障がいの有無に関係なく地域の人が集まれる居場所づくりを推進します。

## (2) 施策の体系

本計画の実施に当たり、施策の体系を次のとおりとしました。

自分らしく いきいきと輝いて 暮らせるまち

### 各論Ⅰ 障害者計画



### 各論Ⅱ 障害福祉計画

基本指針に定める成果目標	その他の事項	障がい福祉サービスの見込みと確保の方策
--------------	--------	---------------------

### 各論Ⅲ 障害児福祉計画

基本指針に定める成果目標	その他の事項	障がい児福祉サービスの見込みと確保の方策
--------------	--------	----------------------

### 各論Ⅳ 障害者計画・障害福祉計画

計画推進の体制確保
-----------



# 各論 I

## 障害者計画

# 第 1 章 安心して暮らすために

## 第 1 節 情報提供

---

### 施策概要と現状

- 本町における満足度調査では、情報の入手方法について、「広報はが」が一番多く、それから「行政区内の回覧」、「芳賀チャンネル」がほぼ同じ割合で続いています。「広報はが」による行政情報取得の割合が圧倒的に高い一方で、最近では「真岡新聞」からの情報取得も増加しており、「町ホームページ」からの取得割合を超えています。
- 町民の皆様にとって、「広報はが」は行政からの情報を取得する手段として、最も選択されている媒体であるため、障がい福祉に対する理解の醸成を町民全体に広げる場合に適していると考えられます。内容や記事のボリュームを検討し、障がいの有無に関わらず、分かりやすい情報伝達を行うことが必要です。
- 町ホームページや芳賀チャンネルは、広報はがに比べて情報の鮮度が高くなるため、障がい者に関連する新着情報を掲載するなど、素早い情報提供に活用すると共に、情報取得の手段の多様化にも活用します。
- 就学に際して困ることのないよう、障がいに気付いていない本人や保護者に対して、障がい児の就学に関する必要な情報を伝える仕組みが必要です。

### 今後の方向性

- 障がいのある人もない人もすべての人が平等な生活ができる地域社会をめざし、障がい者の人権や人格が尊重され、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、障がいに対する誤解や偏見をなくすため、町民に対する正しい知識の普及と理解の促進に努めます。
- 民生委員、障害者相談員には障がいについて、より一層の理解と協力を求め、地域福祉の中核として、障がいへの理解を促進します。
- 障がい者への福祉サービスや制度など情報の提供については、広報はが、町のホームページ、芳賀チャンネル、健康カレンダー、パンフレット及び個別通知などにより、より分かりやすくタイムリーな情報提供に努めていきます。
- 手続き等面接時の情報提供は効果的であるため、対応者の情報共有を図ります。



## 主 要 事 業

事業名	事業概要
広報・パンフレットの充実	広報誌の内容充実、障がいに関する情報を掲載した各種パンフレットを発行・配布します。
ホームページ等の活用	町ホームページへの福祉専用サイトの充実など、インターネットを活用した最新情報を提供する方法を検討します。
芳賀チャンネル等での情報発信	障害福祉に関する情報や障がい者の活動など、芳賀チャンネルを用いて周知し、障がいに関する理解の醸成を図ります。
就学相談事業	特別な配慮を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援のために、関連機関と連携して、必要に応じて学校見学や体験入学を実施し、就学相談の充実を図ります。
図書資料の充実	各種障害や福祉に関する図書資料の収集や拡大器を配置し、町民への閲覧・貸出しを進めるとともに、公共図書館との連携によって、点字図書等の利用を促進します。 また、音声読み上げ装置の配置も検討します。
緊急時の情報提供体制の充実	芳賀チャンネル、防災行政無線、メール配信サービスなどを通じ、緊急時の情報を提供します。また、災害時に関係機関に情報提供ができる方法を検討します。
情報のバリアフリー化	障害特性に応じた情報提供方法のあり方を関係機関とともに検討・構築します。また必要度により個別通知を実施します。
手話通訳者の派遣	講演会等における手話通訳者の派遣を、利用者のニーズに応じ、県と連携して実施します。

## 第2節 相談支援体制

---

### 施策概要と現状

- 平成29年度の芳賀町満足度調査によると、相談窓口の認知度は、障がいに関する相談（16.4%）心配ごと相談（35.5%）、人権相談（27.3%）、心の悩み相談（13.3%）、児童虐待に関する相談（14.8%）であり、平成28年度の満足度調査の値から大幅に改善されたとは言えず、周知は未だ不足しているようです。
- 障がい者の相談支援体制については、現在芳賀町、益子町、茂木町、市貝町の4町で、芳賀郡障害児者相談支援センターを共同で運営しています。

基幹相談支援センターとして機能を拡充することにより、地域内の相談支援体制の強化を図っています。
- 芳賀郡障害児者相談支援センターと連携し、相談支援事業所の周知、相談員の資質向上、各種関係機関との連携調整、ケース事例の共有化による、困難事例への対応を徐々に開始しています。

今後も継続して、相談員の役割や支援の範囲を検討し、地域の相談支援体制を充実させることが必要です。
- 障がい児の就学に際して、専門的な相談に応じる総合的な窓口の設置と支援体制を構築することが必要です。
- 発達障がいのように一貫した継続的支援の必要なケースにおいて、0歳から就労支援に至るまでの情報を管轄できるよう、栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」等の関係機関との連携を強化することが必要です。

### 今後の方向性

- 障がい者が安心して相談できる体制を充実するため、民生委員による身近な相談機能や「芳賀郡障害児者相談支援センター」等の相談体制の充実を図るとともに、介護者の不安や悩みのプライバシーを考慮し、それぞれの障がいに対応した相談体制の充実に努めます。

特に精神障がい者については、障がい特性を考慮した支援体制の整備に努めていきます。
- 障がい者の近隣住民との関係を向上させ、生活の不安点等を相談機関や行政等につなげやすくする体制の構築を支援します。

## 主 要 事 業

事業名	事業概要
多様な障がいに対応する相談窓口の充実	身体、知的、精神の3障がいのほか、発達障がいや難病などにも対応可能な相談支援機能の充実を図ります。
相談支援事業所の活動の充実	相談支援事業を行う相談事業所の周知を図り、相談員の支援内容の明確化、相談員の質と技術の向上を支援します。
就学相談事業(再掲)	特別な配慮を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援のために、こども育成課等と連携して、必要に応じて学校見学や体験入学を実施し、就学相談の充実を図ります。
相談支援事業の周知	広報はが、芳賀チャンネル、町のホームページ等で事業の周知を図るほか、関係機関にパンフレットを配置するなど、広く多様な方法で周知を行います。
窓口の利便性の向上	町窓口での筆記対応など、障がい者を含むすべての町民の窓口における利便性向上に努めます。
ピアカウンセリング、セルフヘルプの充実	芳賀郡障害児者相談支援センターや関係機関と連携し、障がいのある方やそのご家族同士などが、対等な立場で語り合い、きめ細かなサポートを行うピアカウンセリング及びセルフヘルプの実施を検討します。
身体障害者巡回相談の周知	障害がある方が、補装具等に関する相談・処方・適合判定や医学的な相談・判定をとちぎりハビリテーションセンターが巡回することで、町内で受けることができるため、事業の周知に努めます。

## 第3節 障がい者の理解・啓発・福祉教育

### 施策概要と現状

- 障がいがある人もない人も一緒に参加できる地域の居場所の必要性が高まっており、本町においても居場所づくり事業について、地域・関係機関と連携し推進する必要があります。
- 平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、障がい者に対する差別の解消及び合理的配慮が求められています。  
障がい者に対する意識の醸成について、啓発していく必要があります。
- 社会福祉協議会などの関係機関や障がい者団体と協力し、障がいに対する理解を深めるような福祉教育の実施について、協議していく必要があります。

### 今後の方向性

- 障がい者差別解消法に規定される、障がいを理由とした差別の解消及び合理的な配慮について、啓発し住民の理解を深めます。
- 地域には自治会、シニアクラブ、ボランティアグループなど多様な社会資源があり、これらを積極的に活用しながら、子どもの頃から身近な地域で福祉教育を推進することができるよう取り組みを支援していきます。  
また、子どもの頃からの地域福祉活動への参加や福祉施設との交流を通じて、障がい者への理解を深めます。公共施設のバリアフリー化の工夫や、イベント等への障がい者の参加促進を図るなど、障がい者との交流が図られるよう、事業内容などの充実を検討していきます。

### 主要事業

事業名	事業概要
障がい者に対する差別の解消及び合理的配慮に対する啓発	障がいに対する町民の理解促進と、障がい者差別の解消や合理的配慮について、啓発運動を推進します。
障がい特性に対する理解促進	広報誌や芳賀チャンネルなどの媒体で、障がい福祉に関する制度案内や各種事業の紹介など、障がいに対する理解を深める情報を提供します。
イベントへの参加支援	各種交流会、社会福祉協議会で実施しているスポーツ大会、県身体障害者連合会福祉大会などへの障がい者の参加を支援します。
「障害者週間」の充実	社会福祉協議会連携し、イベント等を通じて、障がい者に対する理解促進を図ります。
福祉講座・学習会の開催	「障がい者福祉」「災害時対策」などについての講座・

事業名	事業概要
	学習会を関係機関と連携して開催します。
地域における福祉教育の推進	障がいや障がい者に対する理解の心を育むため、関係機関と連携して、地域における講座の開催や、学習会を実施します。
小中学校における福祉教育の推進	幼少期から、障がいや障がい者に対する理解の心を育むため、関係機関と連携して、学校における手話教室の開催や福祉体験学習を実施します。

## 第4節 福祉人材の育成と活動支援

---

### 施策概要と現状

- 町の高齢化に伴い障がい者数も増加するなか、ボランティア活動や専門的な人材の育成が、障がい者の地域生活を支える基盤として重要となっています。そのため、実際に活動している団体や組織との連携を深め、あらゆる機会を通じて、ボランティア活動の活性化と福祉人材の育成に力を入れていくことが必要です。
- 障がい者が通院する際、障がい者本人の意志疎通や医療機関からの説明を支援する役割を担うサービス、あるいは人材の育成をすることが必要です。
- 障がいを持つ人同士が交流する機会の創出に向けて、障がい者団体と協議していくことが必要です。
- 平成28年度から芳賀町社会福祉協議会に「ボランティアセンターはが」が設置され、登録ボランティアの人数が、平成29年度では300人を超えており、必要とされるボランティア活動とのマッチングなど、コーディネート機能の充実が必要です。
- 平成29年度の芳賀町における満足度調査では、1年間の地域活動やボランティア活動に参加したことがあると答えているのは34.0%です。

### 今後の方向性

- 自治会等、地域自治組織や地域ボランティアなどが主体になった多様な小地域福祉活動の展開を支援することなどにより、誰もが住み慣れた地域でお互いに支え合いながら安心して暮らせるような、心の通った地域社会の形成を目指します。

また、地域福祉の担い手である町民による自主的・主体的なボランティア活動が、障がい者の自立を支えて、積極的に展開されるよう環境づくりに努めます。さらに、地域におけるボランティア活動の推進やボランティアの育成を図るため、育成研修や体験の機会の提供、活動の場の拡大、相談しやすい環境づくりなど、行政の支援を強化します。
- 障がい者福祉に携わる団体や、支援に関わる福祉関係者の研修を実施し、資質の向上を図るとともに、町民による積極的な活動を支援する環境づくりが必要です。
- 地域で活動する福祉リーダーやコーディネーターの発掘や育成が必要です。

## 主 要 事 業

事業名	事業概要
ボランティアの育成・支援	<p>ボランティア講座等の開催によりボランティアの養成に努めるとともに、福祉リーダーやコーディネーターの育成を検討します。また福祉分野で活動するボランティア団体等を広く紹介し、その活動を支援します。</p>
ボランティア活動に対する相談体制の充実	<p>ボランティアへの活動参加やボランティアによる支援に関する相談体制を充実するとともに、施設のボランティア担当との連携を図ります。</p> <p>また、ボランティア活動に意欲を持っている方に活動機会の提供を図ります。</p>
学び・遊びの中での障がい理解の啓発	<p>地域や学校、スポーツ団体、文化団体などと協力し、子どもの頃から日常的に障がい者と一緒に学び、遊ぶ環境づくりを進めます。</p>
介助者の養成	<p>県が行っている現任者研修(車イス介助、視覚障がい者誘導、精神障がい者への対応法など)、公開講座及び手話講習会、要約筆記養成講座などの情報提供に努め、本町における福祉人材の育成を支援します。</p>
当事者団体・自主グループへの支援	<p>会員数が減少している当事者団体の活動の活性化に努めるとともに、町民による自主グループ活動を支援します。</p>

## 第2章 「健やかに暮らすために」

### 第1節 保健・医療、リハビリテーションサービスの充実

#### 施策概要と現状

- 疾病の予防・早期発見・治療促進と健全育成のため乳幼児健診・相談を実施しています。また、助産師・保健師による新生児訪問指導や育児相談も随時実施しています。乳幼児健診は高い受診率を保持していますが、わずかに未受診児もあり、安否確認や保育状況把握を徹底しています。しかし、保護者の都合等で受診しない児があり、その対応には困難を極める場合があります。
- 障がいや難病、発達課題等の専門医療機関は町内及び管内にもないため、受診には保護者の負担が大きいことが課題です。

#### 今後の方向性

- 乳幼児健診相談は全数受診と、児の安全と健康状況確認を目指し、健全育成のための早期相談支援体制構築が必要です。保護者への相談支援は、必要者にタイムリーに提供できることが重要です。保健師等の個別支援と専門機関の情報提供ができるよう、保健師の専門知識や相談支援技術向上に努めます。
- 障がい児者が受診しやすくするため、意志疎通等受診支援や同行サービスの体制づくりが必要です。

#### 主要事業

事業名	事業概要
乳幼児健診・相談	4か月・10か月・1歳6か月・3歳児健診、6か月相談、2歳6か月歯科検診、5歳児のびのび発達相談の受診を勧めます。未受診児は育児環境や健康状態等の全数把握に努めます。
発達や育児の相談支援	新生児訪問と育児相談を保健師等がタイムリーに実施します。
訪問診療・訪問看護・リハビリテーション	主治医による訪問診療、医師の指示による訪問看護、専門機関によるリハビリテーションが受けられるよう情報提供と利用促進支援を図ります。
救急医療	救急・休日当番医による医療体制の整備を町及び郡医師会とともに整備継続します。
通院同行サービス	聴覚障がい者に対し、情報提供とサービス利用支援を



事業名	事業概要
	行います。
精神医療	町外専門医療機関の情報提供と受診支援を行います。 長期入院患者の在宅移行のための相談支援とサービス体制の整備を進めます。

## 第2節 保健・療育・教育の充実

### 施策概要と現状

- 乳幼児健診相談から発達等に課題のある児については、ことばの教室による個別指導が受けられます。保育園幼稚園や特別支援学校においても発達促進の指導や障がい児保育を提供しています。しかし、保護者の理解や時間的余裕等により、必要者がすべて利用できる状況ではありません。保護者支援を含めた個別支援体制の構築が重要です。
- 学童期は、特別支援学校や学級等での教育や教諭の加配による支援も行っています。幼児期との連携が重要なため、こども支援委員会<sup>1</sup>組織によりケース情報の共有と支援体制の継続の連携を図っています。発達や小児心理の専門家が少なく専門的指導を十分受けられないことが課題です。
- 障がい児に対し通所支援事業が整備され、放課後等デイサービス利用者が増加しています。保護者の負担軽減になってはいますが、全国では事業所数が急増した事による問題も発生しており、サービス利用とサービス提供について、適正化を図っていく必要があります。

### 今後の方向性

- 発達に課題のある児に対することばの教室や保育園幼稚園では、発達促進の専門的スキルを向上させる必要があります。担当者の研修体制を充実します。また幼児期と学童期の支援の連携は必須であり、教育委員会部局との連携を強化し、こども支援委員会の役割の内容充実を図る必要があります。発達や心理の専門家の協力が得られるような体制構築を図ります。
- 発達に障がいのある児の早期療育が促進されるよう、保護者への更なる情報提供に努めます。

### 主要事業

事業名	事業概要
ことばの教室	乳幼児健診相談から発達に課題のある児の個別指導を保健センターで実施します。増加傾向の該当児の受け入れ体制整備を図ります。
保育園・幼稚園における障がい児支援	発達等に課題のある児や障がい児保育の受け入れ体制を整備しており、拡充・強化について検討します。

#### 脚注の説明

<sup>1</sup> こども支援委員会：乳幼児期から子供の特性に合った保育教育が継続提供できるよう、情報の共有や支援方法を検討する、当事者及び専門職の機関。

事業名	事業概要
	また、担当者の指導力向上に努めます。
学童保育における障害児支援	発達等に課題のある児や障がい児保育の受け入れ体制を整備します。担当者の指導力向上に努めます。
就園就学相談	教育委員会による就園就学相談の開催。 こども支援委員会により情報共有を進め、児の支援継続に寄与します。
特別支援学級	通常学級や特別支援学級及び通級指導教室における特別な配慮が必要な児童に対する、きめ細やかな支援を推進します。
公共施設のバリアフリー	障がい者の地域交流支援とスポーツ・文化活動推進のため、歩行環境やドアノブなどバリアフリー化を進めます。

# 第3章 支え合い・安全に暮らすために

## 第1節 バリアフリーに配慮したまちづくり

### 施策概要と現状

- 日常生活において自己所有住宅の段差の解消など、住宅改修に要する費用を助成しており、制度の周知が必要です。
- 指定障害福祉サービスである施設入所支援やグループホームについて、ニーズに対応した提供ができるよう、事業者などと行政が協力していくことが必要です。
- 町内の公共施設等で、段差解消などの対応を徐々に進めているところですが、今後についても、障害のある人もない人も使いやすい施設整備・改修が必要です。
- 町内の公共施設等の窓口において、障がいがある人も気軽に立ち寄り、相談しやすい窓口対応が必要です。
- 障がいがある人もない人も利用しやすい、公共交通等の移動手段の確保に関して、検討が必要です。
- 障がい者が安心して暮らしていくため、福祉分野のみならず、都市基盤、地域の理解など、住民生活に関わるあらゆる分野が連携して取り組むことが必要です。

### 今後の方向性

- 障がい者が住み慣れた地域や自宅で、快適に安全に暮らすためには、それぞれの障がいに適した住環境の整備を図ることが必要です。本町では、身体障がい者の住宅の一部を改修する助成制度を行っており、適切に活用できるよう制度の周知に努めます。
- 障害福祉施策は複雑化しているため、窓口での手続等での分かりやすい案内や、コミュニケーションの手段を充実するなど、ソフト面でのバリアフリー化を図ります。

### 主要事業

事業名	事業概要
住宅改造の推進	住宅改修費助成(地域生活支援事業における住宅改修費の助成)などの制度の普及と利用促進を図ります。
グループホームの整備促進	グループホームの整備・促進するため、サービス提供事業所の確保に努めます。
窓口対応等の充実	手続の案内、制度の説明などをより分かりやすく説明すると共に、筆談対応などコミュニケーション手段の充実を図ります。

## 第2節 日常生活支援

### 施策概要と現状

- 入所希望に対応できる施設が少なく、短期入所を利用しながら入所待機しているのが現状です。
- 日常生活用具の中ではストマ用具給付が増加傾向です。
- 障がい者の意向を十分に踏まえ、必要とされるサービスや事業を創出・実施することが必要です。
- 障がいがある人の居場所が不足している状況で、真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町の1市4町で運営している地域活動支援センターの機能を充実する事が必要です。
- 障がい者が生活するためには、障がい者本人とその介助を担う家族の意向を十分に把握することを何より重視しなければなりません。その上で、福祉サービスや医療サービスを組み合わせながら、一人ひとりを支援する仕組みが必要です。

### 今後の方向性

- 介護給付・訓練等給付各サービスの特色を十分踏まえたうえで、対象者のアセスメントを行い、適切なサービスを選択できるよう支援していきます。  
またサービス事業所が少ないことから、近隣市町との連携を深め、サービス量の増加を検討します。

### 主要事業

事業名	事業概要
重度障害者等包括支援・自立訓練 (機能訓練)・就労継続支援A型	現在、町内には事業所がなく、町外の事業所を利用しており、利用者も少ないことが現状です。今後更なる対象者の把握に努めるとともに、利用者の状態に合ったサービスが受けられるように、町内での事業所開始への働きかけや管外事業所とのより密接な連携に努めます。
短期入所	管内に事業所が少ないことから、管外の事業所とも連携を密にし、利用の手続きの簡素化を進めます。 また、県東圏域内に事業所有する法人と契約し、緊急時にショートステイを利用できる体制を整備します。
施設入所支援	施設入所者の自立を促進し、地域生活への移行を推進します。
就労移行支援	事業所と連携を密にし、利用者が必要な訓練を行い、一般企業へ就職できるよう支援します。
補装具の給付	身体機能を補完しつつ長期間にわたり継続して使用するものであ

事業名	事業概要
	<p>るため、交付またはその修理を行う際は、利用者に適切な情報提供を行うなど、今後も各障がいに適した補装具の支給に努めます。</p>
<p>相談支援事業</p>	<p>障がい者や家族などの相談に対する支援体制の充実を図るため、町と芳賀郡障害児者相談支援センターの連携を密にし、ケアマネジメント体制の充実強化に努めます。</p>
<p>コミュニケーション支援(手話通訳等)</p>	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意志疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者と要約筆記奉仕員を今後も派遣します。</p>
<p>日常生活用具の給付</p>	<p>障がい者や障がい児に対して、介護・訓練給付支援用具等の日常生活用具を給付します。日常生活上の困難を改善するとともに、自立支援・社会参加を図るために用具を給付し、福祉の増進に努めます。</p>
<p>移動支援事業</p>	<p>屋外での移動が困難な障がい者などを対象に、自立した生活や社会参加を促進します。移動支援の形態として個別支援型、グループ支援型があり、利用者の状況に応じた柔軟な体制で取り組んでいきます。</p> <p>また、制度の周知を図るとともに、利用しやすい体制づくりに努めます。</p>
<p>地域活動支援センター事業</p>	<p>障がい者などに、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取り組みを推進します。</p> <p>現在、地域活動支援センター「ほっとCHA」を県東圏域の自治体で共同経営しており、機能の充実を図ります。</p>
<p>その他必要な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉ホーム事業</li> <p>家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な障がい者が、低額な料金で居室、その他の設備を利用し、日常生活の便宜を支援することにより、障がい者の日常生活の安定を確保し、地域生活と社会参加を支援します。</p> <li>・日中一時支援事業</li> <p>障がい者の日中の活動の場を提供し、家族の就労支援及び介護の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに、障がい者などの社会適応訓練などの支援を図ります。</p> <li>・身体障害者用自動車改造費用助成事業</li> <p>身体障がい者の就労活動及び日常生活緩和を支援するため、身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に対応するように改造することを目的に助成します。</p> </ul>
<p>児童通所等サービス</p>	<p>管内の放課後等デイサービス、児童発達支援事業所が増加し、障害児保育の体制が充実してきました。</p>

事業名	事業概要
	<p>一方で、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、事業所が町内にないため、今後、県東圏域内での確保を推進します。</p>

## 第3節 地域内の協力支援体制の構築

---

### 施策概要と現状

- 避難行動要支援者名簿については、個人情報保護の観点から手上げ方式をとっており、全ての人の情報を消防・自治会等の関係機関に提供できていません。
- 平成29年5月に避難行動要支援者名簿への登載の希望を再度確認しました。  
今後も、定期的に確認作業を実施する必要があります。
- 地域で見守りなどの仕組みを構築することや地域内での役割の創出など、地域内で伴に支え合い、安全に暮らしていける新たな方法の検討が必要です。

### 今後の方向性

- 本町では、災害時の情報手段として、防災行政無線が整備されています。障がい者については緊急時、災害時の連絡や避難が困難であると予測される災害弱者が多くいることから、地域において障がい者の身近な助け合いとして災害時に助け合う災害時避難行動要支援者支援マニュアルに基づいた支援体制を整備します。  
また、地域における住民と警察署による防犯・防災ネットワークの確立に努め、障がい者に対する防犯知識及び災害時における障がい者への援助に関する知識の普及に努めます。
- 「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」に基づき、避難行動要支援者を日頃から地域で見守るとともに、災害時には迅速な避難行動のとれる体制の強化を図ります。
- ボランティアセンターの設立に伴い、地域内でのちょっとした困りごとなど、ボランティアに対するニーズと登録ボランティアとのコーディネート機能を強化し、地域の中でお互いに支え合う体制づくりに努めます。



## 主 要 事 業

事業名	事業概要
避難行動要支援者台帳の活用	<p>避難行動要支援者台帳の定期的な加除修正及び台帳への登録意思の確認を実施します。</p> <p>また、「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」により、関係機関と情報を共有し、災害時に適切な支援が実施できる体制づくりを推進します。</p>
避難行動要支援者に対する支援体制の確立	<p>「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」に基づき、地域の実情に合わせ、日常における避難行動や安全確保のためのマニュアル作成や地域での見守り活動などの体制整備を推進します。</p>
地域の見守り体制の推進	<p>平常時から見守り体制を構築することで、非常時の支援に対して備えることに併せて地域内での孤立の防止を図ります。</p>
防災訓練への障がい者の参加促進	<p>地域住民との交流の意味も含め、防災訓練への障がい者の参加を呼び掛けるとともに、自治会と連携して地域の防災訓練にも参加を促進します。</p>
災害時のボランティア受け入れ体制の確立	<p>災害発生後における町外・県外からのボランティアの受け入れ、コーディネート体制とその拠点について、社会福祉協議会と連携し、迅速な対応が図れるようにします。</p>
緊急時の情報提供体制の充実	<p>防災行政無線、芳賀チャンネル、地域の見守り支援者などを通じ、情報を提供します。</p>
地域内でのボランティアによる生活支援の充実	<p>障害福祉サービス等では対応できない生活上のちょっとした困りごとなど、ボランティアのニーズを把握し、登録ボランティアの活動につなげます。</p>

## 第4節 交通・移動手段の確保

### 施策概要と現状

- 芳賀町では、公共交通が少なく、自力での移動手段を持たない障がい者にとっては、家族に頼る部分が多いのが現状です。
- 移動支援サービスの利用促進や障がいへの理解などを図り、ハード（施設等）とソフト（支援、心配りなど）の両面から、障がい者が気兼ねなく安心して外出できる環境づくりに取り組むことが必要です。

### 今後の方向性

- 障がい者の移動を支援するため、福祉タクシー券の利用促進や「ひばりタクシー」、福祉有償運送を活用し、障がい者が地域社会へ積極的に参加していくための移動支援体制の充実に努めます。

### 主要事業

事業名	事業概要
障がい者の通行に配慮した道路整備の推進	歩道における十分な幅員の確保、段差の解消などのバリアフリー化とともに、休憩場所の設置など、障がい者の通行に配慮した施設整備を推進します。
視覚障がい者用信号機の設置	必要な場所への視覚障がい者用信号機（音声信号機など）の設置を県へ要請します。
おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業	障がい者用の駐車スペースを必要とする障がい者に、県が実施する「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」の利用を促進し、駐車スペースの確保・運用を図ります。
障がい者に配慮したバス車両の導入促進	超低床バス（ノンステップバス）の導入など、障がい者の利便性向上を図るため公共交通機関へ要請していきます。
デマンド交通「ひばりタクシー」の運行	デマンド交通「ひばりタクシー」は利用者のニーズに対応し、運行ルートの改善や新たな交通システムなどを検討します。
福祉タクシー	通院などのためにタクシーを利用する場合、その費用の一部を助成します。
社会参加促進事業（身体障害者用自動車改造費助成事業）	身体障がい者の就労活動及び日常生活緩和を支援するため、身体障がい者の所有する自動車を自らの運転に対応するように改造することを目的に助成します。

# 第4章 いきいきと楽しく暮らすために

## 第1節 就労支援

### 施策概要と現状

- 障がい者の一般企業への就労は依然厳しく、特別支援学校卒業生の就労率は低い状況です。
- 自立のため就労のニーズはアンケートからも高く、しかし障がい者へ理解を示し作業内容が適当な企業が少ないのも現状です。また、通勤の交通手段もないことも就労を困難とする要因となっているようです。
- 就労支援サービスの利用提供を継続しながら、雇用へつなぐ支援をします。

### 今後の方向性

- 障がい者の就労には雇用する企業を拡大することに加え、専門的な知識や技術とともに、基礎となるコミュニケーション力や社会人マナーを獲得できるような指導支援が必要です。県のハローワークとの連携を進め、職場適応訓練やジョブコーチ制度<sup>2</sup>の情報提供を進めていきます。
- 企業には、特定求職者雇用開発助成金等の支給支援をハローワークとともに推進していきます。就労移行支援事業所と企業との連携は、正規雇用を生み出す一つの方法と思われ、事業所との連携支援を図ります。

### 主要事業

事業名	事業概要
ハローワークの就労相談	ハローワークの情報提供を支援します。
障がい者雇用拡大	県と協働し企業への理解促進を図ります。公共機関にはより協力を求めています。
ジョブコーチ制度普及啓発	県と協働連携しジョブコーチ制度の利用促進を図ります。
就労支援サービス	サービスの情報提供を行い、就労へのワンステップとなるよう利用促進を図ります。

#### 脚注の説明

<sup>2</sup> ジョブコーチ制度：職場適応援助者支援制度のこと。障がい者、事業主及び当該障がい者の家族に対して、障がい者の職場適応に関する支援を行うもの。具体的には、障がい者の出来ること出来ないことを事業所に連絡するなどがある。

## 第2節 地域交流促進

### 施策概要と現状

- 地域活動やスポーツ活動に参加する障がい者は少なく、県域での障がい者スポーツに参加する人がわずかにいる状況です。
- 町社会福祉協議会が開催する障がい者ふれあい運動会やふくし祭りなどは、多くの障がい者が参加しますが、健常者の参加が少ないのが現状です。
- 障がいを理由に、社会参画や外出機会を失っている人がいることから、障がいのある人もない人も参加できる地域の居場所づくりに取り組むことが必要です。
- 地域の中にも、障がい者は介助や特別な配慮が必要なこともあり、参加を促進する対策を実施するまでには至ってないこともあります。

### 今後の方向性

- 障害者ふれあい運動会・町民祭・地域でのお祭りやイベントなど、参加しやすい状況を促進するため、声掛けや個別案内などの工夫と内容の検討が必要です。
- イベント時のみならず、日常において参加する人も運営する人も楽しむことができる、居場所づくり事業を推進します。

### 主要事業

事業名	事業概要
地域行事への障がい者の参加促進	地域住民の障がい者理解促進のための広報活動の実施を通し、障がい者が参加しやすい地域行事となるよう支援していきます。
障害者ふれあい運動会	社協との連携により、内容の充実と健常者の参加促進を図ります。
スポーツ大会参加促進	スポーツ大会の情報提供と参加への支援をします。
体育施設の整備と利用促進	歩行環境やドアノブなど、障がい者が利用しやすい整備を進めます。
生涯学習講座の開設	障がい者のニーズを把握し、生涯学習課と協働し、参加しやすい内容の講座の開設を検討します。
地域の居場所づくり事業の推進	参加する人も運営する人も楽しむことができる、地域の居場所づくりについて、関係する団体などと協力連携し整備を進めます。

# 各論Ⅱ

## 障害福祉計画・障害児福祉計画

# 第 1 章 基本指針に定める成果目標

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国は基本指針を定めており、この第5期障害福祉計画策定に向け見直しを行い成果目標を設定しています。

町は基本指針に沿って成果目標を定め、その進捗状況を分析評価し、必要な対応を行うこととされています。

## 第 1 節 福祉施設から地域生活への移行促進

### (1) 事業の実施状況

障がい福祉サービスの基盤整備を進めることで、福祉施設に入所している障がい者や長期入院者が施設を退所し、地域で生活するようになることを目指します。

### (2) 本計画期間での目標設定

国の指針の基づく本計画期間での目標は、次のとおりとなります。

#### ① 地域生活移行者数

平成28年度の実績値	0人
平成32年度の目標値	1人以上

国県の指針に基づく目標	平成28年度末時点の施設入所者の9%以上(県目標3%)を、平成32年度末までに地域生活へ移行するものとする。
本町の考え方	本町において、地域移行支援を進めていくのは社会的資源の不足等から、容易ではないと考えられる。 しかし、本町が障がい者との共生を目指していくことは、結果として地域移行の推進になると考え、平成28年度の入所者数20人の3%にあたる0.6人から1人以上とした。

② 施設入所者数

平成28年度の実績値	20人の利用者
平成32年度の目標値	1人以上の削減

国県の指針に基づく目標	平成28年度末時点の施設入所者の2%以上(県目標1.5%)を、平成32年度末までに削減するものとする。
本町の考え方	<p>本町では、県目標の1.5%を目標値として、1人以上の削減としました。</p> <p>ただし、地域移行支援でも示した通り、社会資源の不足や、施設入所者は在宅生活への移行が困難である場合が多いなど、課題も多く、関係機関・事業所と連携をとって地域での自立した生活に向けて体制を強化していく必要があります。</p>

## 第 2 節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

---

### (1) 事業の実施状況

精神科の長期入院者は、在宅への移行が困難であり、かつ家族不在等により独居生活  
が困難なため、入院が長期化する傾向があります。

また自分から支援の要求が少なく、相談支援が受けにくいことや、住居や生活資金、生  
活支援サービスが少なく、生活基盤が微弱なことも、地域生活への移行課題となってい  
ます。

### (2) 本計画期間での目標設定

国または県の指針に基づく本計画期間での目標は、次のとおりとなります。

国県の指針に基づく目標	平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域・市町村ごと に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。
本町の考え方	芳賀郡4町共同で、地域生活支援拠点等整備事業のモデル事業 を実施しており、協議の場の設置について、県東圏域での設置を 前提として4町及び関係機関と連携して検討します。



## 第 3 節 地域生活支援拠点等の整備

---

### (1) 事業の実施状況

拠点整備事業では、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、国の基本方針では、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備する事を基本としています。

本町では、県東圏域の市町・事業所・関係機関と連携し「芳賀地区地域生活支援拠点等整備モデル事業」を実施し、整備に努めています。

今後も、県東圏域1市4町で、面的な整備を基本として、次のような機能の整備を図っていきます。

- ・地域移行、地域定着を専門とする相談支援
- ・グループホームの体験利用
- ・緊急時の受け入れ、対応（ショートステイの利便性、対応力向上等）
- ・専門性の向上（人材の確保、養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（障害福祉サービス提供体制の確保、コーディネーターの配置等）

### (2) 本計画期間での目標設定

国県の指針に基づく目標	平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備する事を基本とする。
本町の考え方	芳賀郡4町共同で、地域生活支援拠点等整備事業のモデル事業を実施しており、協議の場の設置について、県東圏域での設置を前提として4町及び関係機関と連携して検討します。

## 第4節 福祉から一般就労への移行促進

---

### (1) 事業の実施状況

障がい者が自立生活を安定的かつ継続的に営むためには経済基盤を確立する必要があります。そのための一環として、福祉施設の利用から一般就労への移行を目指します。

### (2) 本計画期間での目標設定

国または県の指針に基づく本計画期間での目標は、次のとおりとなります。

#### ① 一般就労する者の数

平成28年度の実績値	1人
平成32年度の目標値	2人以上

国・県の指針に基づく目標	平成32年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。
本町の考え方	県の目標も国同様1.5倍とされており、本町においても平成28年度の実績1人の1.5倍で2人以上としました。

#### ② 就労移行支援事業の利用者数

平成28年度の実績値	2人
平成32年度の目標値	3人以上

国・県の指針に基づく目標	平成32年度中に一般就労への移行者数を平成28年度実績の2割以上増加することを目指す。
本町の考え方	県の目標も国同様2割増となっており、本町においても平成28年度の実績2人の1.2倍で3人以上としました。

③ 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所

平成32年度の目標値	全体の5割以上
------------	---------

国の指針に基づく目標	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数が、全体の5割以上
本町の考え方	本町では国・県同様に5割以上を目標とします。

※「福祉施設」の範囲は、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）。

※「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

④ 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率

平成32年度の目標値	80%以上
------------	-------

国の指針に基づく目標	就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。
本町の考え方	本町では国同様に80%以上を目標とします。

## 第5節 障がい児支援

### (1) 障がい児支援事業の実施

本事業は、児童福祉法に位置付けられ、町が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、県が実施主体となる「障害児入所支援」に体系化されています。

本町では、全ての子どもが健やかに成長するため、乳幼児療育部署、保育・教育部署、障がい児福祉サービス部署等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援が受けられるよう支援しています。

#### ■ 障がい児支援事業の概要

種別		内容
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児について、その施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス	重度の肢体不自由又は重度の知的・精神障がいを有する障がい児に対して、日常の生活能力向上や集団生活への適応などの訓練を行います。
相談支援	障害児相談支援	障がい児の通所サービスの利用に関する支援及び「障害児支援計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
医療的ケア児支援のための協議の場		人工呼吸器を装着している児童など、在宅で医療的なケアが必要な児童を支援するための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等が連携を図るための場を設置します。

## (2) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標

国の基本方針では、次に掲げる障害児支援の基本目標が提示されています。

種類	基本目標
児童発達支援センター	平成32年度末までに、各市町村に少なくとも一箇所以上設置。(市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での設置でも可)
保育所等訪問支援	平成32年度末までに、全ての市町村において、利用できる体制を構築する。
重症心身障害児を支援する児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所	平成32年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保する。
医療的ケア児支援の協議の場	平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等が連携を図る場の設置をする。(市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与したうえでの圏域設置でも可)

## (3) 目標に対する本町の考え方

本町においては、事業所が少なく単独での実施や設置が難しいため、現在県東圏域1市4町共同で検討しています。

今後、関係事業書等と連携を図りながら、事業の実施や検討のための場の設置を目指します。

## 第 6 節 計画相談の連携強化等

---

### (1) 相談支援体制の充実

障がい者等、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活・社会生活を営むためには、地域相談支援や障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠となります。

平成27年度以降は、支給決定に先立ち、原則としてすべての利用者にサービス等利用計画の作成が必要となっており、本町においても計画相談支援の充実のため、研修情報の提供等、受講の後方支援に努めます。

また、支援者の情報共有はスキルアップに効果的であるため、管内担当部署と連携をとり、連絡会議の開催をすすめます。

### (2) 基幹相談支援センターの活用

基幹相談支援センターでは、各相談支援事業所との調整や、地域移行・地域定着支援、成年後見制度の利用支援、虐待防止センターとしての役割を担いながら、広域的な調整を行うとともに、一般的な相談支援や困難事例への個別相談なども担当します。

県では、相談支援体制を構築する上で必要となる相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置促進が課題と捉えており、第4期計画においても基幹相談支援センターの設置及び運営方法について、県自立支援協議会で検討するとともに、基幹相談支援センターに配置できる人材の養成及びスキルアップを図ることとしています。

本町では、芳賀郡障害児者相談支援センターを基幹相談支援センターとして機能を拡充し、相談支援体制の強化を図ります。

## 第2章 障がい福祉サービスの見込みと確保の方策

国全体で達成すべき数値目標の形では設定しませんが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障がい福祉サービス提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価することとされています。

### 第1節 障がい福祉サービスに係る各サービスの実績

#### (1) 訪問系サービス

##### 〔 施策の方針 〕

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通して、より効果的で効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

#### ① 訪問系サービス

##### 事業概要と現状

第4期の利用状況を見ると、平成28年度の実績は1か月当たり平均17人の利用で、1人1か月あたり17.7時間利用しています。地域移行の方針もあり、人数は増加傾向にありますが、利用時間は平成29年度では、減少に転じました。

主な事業	事業の概要
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事や通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由(常に介護が必要)な人に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に必要な介助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動時必要な介助や外出時の介助等を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がい(常に介護が必要)のある人に、居宅介護などの複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	人/月	実績	16	17	19
	時間/月	実績	292	301	280

## 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・重度 障害者等包括支援	人/月	見込み	20	21	22
	時間/月	見込み	300	315	330

## 事業実施の方針

訪問系サービスは、障がい者が地域での自立した生活を支えるうえで重要なサービスです。障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量を確保する必要があります。

今後も入所施設や病院からの地域生活移行を促進するために、これらのサービスが安定的に提供できるよう、サービス事業者と連携をとり、提供体制の確保を図ります。

計画値としては、第4期の利用実績と地域移行を進めることで、第5期も増加するものと見込みました。



## (2) 日中活動系サービス

### 〔 施策の方針 〕

新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進するなど、提供体制の充実を図ります。

#### ① 生活介護

##### 事業概要と現状

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

第4期実績は、利用者数が見込みより若干少なく、平成28年度は1か月あたり32人で、1人1か月あたり20.0日の利用でした。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人/月	見込み	34	36	37
		実績値	35	32	32
	日/月	見込み	646	684	703
		実績値	683	641	677

##### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	人/月	見込み	33	34	35
	日/月	見込み	660	680	700

##### 事業実施の方針

本町では今後も事業所と連携し、受け入れ先の拡大やサービスの質など体制の確保に努めます。

計画値は、第4期の実績状況と地域生活移行促進の視点から微増すると見込みました。

## ② 自立訓練（機能訓練）

### 事業概要と現状

身体障がい者を対象とした、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

現状としては、利用期間が限られていることもあり、利用者の増加はみられません。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	人/月	見込み	1	1	1
		実績値	1	1	0
	日/月	見込み	23	23	46
		実績値	16	16	2

### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	人/月	見込み	1	2	2
	日/月	見込み	20	40	40

### 事業実施の方針

現在は、医療機関で早期の退院を促していることや、核家族及び単身世帯が多いことから、障がいを負った後に在宅生活へと移行する事が難しい、または不安を抱えたままの移行となる可能性があると考えられる。そのため、在宅生活を行う力や自信をつけるために自立訓練の需要が高まると考えられ、第5期計画の計画値は微増としました。

そして、本町としてはサービス提供機関との連携を図り、円滑なサービスの支給に努めます。

### ③ 自立訓練（生活訓練）

#### 事業概要と現状

知的障がい者・精神障がい者を対象とした、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施するとともに、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指します。

現状としては、機能訓練と同じく利用期間が限られていることから利用者は増加せず、平成28年度から横ばいで推移しています。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練(生活訓練)	人/月	見込み	0	1	2
		実績値	0	1	1
	日/月	見込み	0	25	25
		実績値	0	16	16

#### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練(生活訓練)	人/月	見込み	2	2	2
	日/月	見込み	40	40	40

#### 事業実施の方針

本計画の中にあるように、精神障がい者の地域生活移行を促進することによって生活訓練の需要は高まると考えられるものの、過去の実績などから第5期計画の計画値は現状からほぼ横ばいとしました。

そして、本町としてはサービス提供機関との連携を図り、円滑なサービスの支給に努めます。

#### ④ 就労移行支援

##### 事業概要と現状

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。

現状としては、利用期間が限られていることもあり、減少傾向となっています。

また、最近においては、一般就労へと定着していないことも課題です。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	人/月	見込み	4	6	6
		実績値	4	2	2
	日/月	見込み	78	117	117
		実績値	65	30	30

##### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	人/月	見込み	1	1	2
	日/月	見込み	22	22	44

##### 事業実施の方針

障がい者の自立した生活の為に就労は重要であり、就労意欲のある障がい者へ、就労に繋がる機会を提供することが必要になります。

そのため、本町の第5期計画での計画値は、平成30年度中に利用期間が終了する利用者があり、その後大幅な増加はないと見込み、平成28年度と同数としました。

## ⑤ 就労継続支援（A型）

### 事業概要と現状

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

現状としては、利用者数が増加傾向で推移しています。

また、町内に事業所が無いため、利用者の交通手段も課題となっています。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（A型）	人/月	見込み	2	2	3
		実績値	2	4	5
	日/月	見込み	43	43	65
		実績値	42	77	116

### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（A型）	人/月	見込み	5	6	7
	日/月	見込み	100	120	140

### 事業実施の方針

就労移行支援を利用していた方や、就労経験のある障がい者の方が利用するサービスとして、利用者の就労に係る能力の更なる向上を目指し、就労に繋げていくようにします。

第5期計画の計画値としては、地域生活移行の促進の点からも増加傾向が続くものと見込みました。

## ⑥ 就労継続支援（B型）

### 事業概要と現状

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約は結ばない就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

現状としては、利用者数及び利用日数の増加が続いています。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（B型）	人/月	見込み	30	31	32
		実績値	33	36	40
	日/月	見込み	530	546	563
		実績値	612	685	806

### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（B型）	人/月	見込み	40	41	42
	日/月	見込み	800	820	840

### 事業実施の方針

本町としては、障がい者就労施設等への物品等の発注を推進し、障がい者の生きがいや社会的役割の獲得を目指したサービスの支給を行っていきます。

## ⑦ 療養介護

### 事業概要と現状

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

現状としては、利用者数はほぼ増減なく推移しています。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	人/月	見込み	6	6	6
		実績値	6	6	6

### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人/月	見込み	6	6	6

### 事業実施の方針

重度の障がい者及びその家族等が、心身の安定した健やかな生活を送れるよう、本町としては医療機関との連携を高め、適切なサービスの支給を行います。

## ⑧ 短期入所

### 事業概要と現状

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設等で入浴、排せつ、食事の支援等を行います。

第4期の利用人数は、年に1人ずつの増加となりました。平成28年度は1人1か月あたり4日の利用となりました。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所	人/月	見込み	3	3	4
		実績値	2	3	4
	日/月	見込み	28	28	36
		実績値	6	12	5

### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	人/月	見込み	3	3	3
	日/月	見込み	30	30	30

### 事業実施の方針

現在、サービス提供は管内では2箇所で行っています。町内には事業所がないことから、近隣市町の事業所を利用しています。

ニーズの量から、町内に事業所を新設整備することは困難と思われるため、今後も他市町事業所と連携をとり、安定的なサービス提供体制を確保したいと考えます。

計画値は、現在の利用者の中に施設入所へ移行する者がいることから、平成28年度の実績値と同等としました。



### (3) 施設系（居住系）サービス

#### 〔 施策の方針 〕

障がいがある者の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、障がい者の住まいの確保に努めます。

#### ① 施設入所支援

##### 事業概要と現状

施設に入所する人の入浴、排せつ、食事の支援等を行います。

現状としては、平成27年度から減少傾向が続いています。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	人/月	見込み	19	18	17
		実績値	22	20	18

##### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	人/月	見込み	18	18	17

##### 事業実施の方針

本計画では、施設入所者の地域への移行促進を目標としています。そのために地域での生活に必要なサービスの確保と提供に努めます。

## ② 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

### 事業概要と現状

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。  
現状としては、利用者数微増で推移しています。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助(グループホーム)	人/月	見込み	20	21	23
共同生活介護(ケアホーム)		実績値	17	18	19

### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助(グループホーム)	人/月	見込み	20	21	22

### 事業実施の方針

地域移行の受け皿として、さらには介護者の高齢化等により、共同生活援助へのニーズは今後高まってくるものと考えられます。そして、ニーズの高まりに伴い各障がいに合わせて共同生活援助のあり方が求められ、本町としては事業者との連携を図り、体制の確保に努めていきます。

空き家対策が全町的な課題として取り上げられており、併せてその利用についても検討していきます。

## (4) 相談支援

### 〔 施策の方針 〕

相談支援とは、「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」から構成され、「指定一般相談支援」は、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」からなります。

サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります。

### ① 計画相談支援

#### 事業概要と現状

障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成し、サービス開始後、一定期間ごとにサービス利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う等の支援を行います。

現状としては、多くが3年周期で、計画を更新しており、計画作成期限に合わせて増加傾向にあります。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人/月	見込み	10	10	10
		実績値	17	15	14

#### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人/月	見込み	20	15	15

#### 事業実施の方針

平成27年度から、障がい福祉サービスを利用する方にサービス等利用計画を作成することが必須となりました。

本町では、適切なサービスの提供のため、計画相談支援の支給を円滑に実施します。

また、基幹相談支援センターである芳賀郡障害児者相談支援センターと連携を図り、よりよい計画相談支援が提供できる体制を推進します。

## ② 地域移行支援

### 事業概要と現状

障害者支援施設に入所している人や、精神科病院に長期入院している人が地域生活に移行しようとする際、住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への同行等の相談支援を提供します。

第4期計画期間中の利用者はありませんでした。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域移行支援	人/月	見込み	0	0	0
		実績値	0	0	0

### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域移行支援	人/月	見込み	1	1	1

### 事業実施の方針

障がい者が地域移行をする際に、必要となる資源やサービスの適切な提供のため、地域移行支援を適時支給していただけるようにします。

### ③ 地域定着支援

#### 事業概要と現状

入所施設や医療機関から地域生活に移行した障がい者や、一人暮らしへと移行した障がい者が安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に、電話による相談や夜間も含む緊急時の訪問などの対応を行います。

現状としては、地域定着支援の支給実績はありません。

			第4期計画		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域定着支援	人/月	見込み	1	1	1
		実績値	0	0	0

#### 本計画期間の計画値

			第5期計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域定着支援	人/月	見込み	1	1	1

#### 事業実施の方針

障がい者と共生する社会のためには、ただ地域生活への移行を進めるのみではなく、障がい者を持つ方が安心して暮らせる体制が必要となります。そのために、地域定着支援を必要な方に適切に支給できるようにします。

## 第2節 障がい児福祉サービスに係る各サービス量の見込み

(1) 障がい児支援

### 〔 施策の方針 〕

ここでは、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制に係る目標を定めるほか、障害児の自立促進のため、生活能力向上・集団生活適応などの各種事業の目標も定めています。

#### ① 障害のある児童への福祉サービスの見込み量

		第5期計画		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人/月	3	3	3
	日/月	20	20	20
医療型児童発達支援	人/月	0	0	1
	日/月	0	0	150
放課後等デイサービス	人/月	18	19	20
	日/月	270	285	300
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1
	日/月	0	0	2
障害児相談支援	人/月	18	19	20
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	日/月	0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	配置人数	0	0	1

### 事業実施の方針

平成28年度から、放課後等デイサービスの利用者及び利用日数が増加しており、全国でも同様の傾向が見られます。

医療型児童発達支援や保育所等訪問支援など、町内に事業所のないサービスについては、県東圏域で協力し、既存の事業所と連携を図り、事業を推進していきます。

## 第 3 節 地域生活支援事業の実施に関する事項

---

### (1) 地域生活支援事業の実施

#### 〔 施策の方針 〕

地域生活支援事業は、障がいがある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態で事業を効果的・効率的に実施するものです。

また、地域生活支援事業には、必須事業と任意事業があり、本町では過去の利用実績などから、実施事業を次のとおりとしました。

① 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

事業名		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
		実施の有無		
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	有	有	有
	自発的活動支援事業	有	有	有
	相談支援事業			
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	無	未定	未定
	成年後見制度利用支援事業	有	有	有
	成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有
	意思疎通支援事業	有	有	有
	日常生活用具給付等事業	有	有	有
	手話奉仕員養成研修事業	有	有	有
	移動支援事業	有	有	有
地域活動支援センター機能強化事業	有	有	有	
任 意 事 業	日常生活支援			
	福祉ホームの運営	無	無	無
	訪問入浴サービス	有	有	有
	生活訓練等	有	有	有
	日中一時支援	有	有	有
	地域移行のための安心生活支援	無	無	無
	巡回支援専門員整備	無	無	無
	相談支援事業所等における退院支援体制確保	無	無	無
	協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	無	無	無
	社会参加支援			
	レクリエーション活動等支援	無	無	無
	芸術文化活動振興	無	無	無
	点字・声の広報等発行	無	無	無
	奉仕員養成研修	無	無	無
	複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進	無	無	無
	就業・就労支援			
	盲人ホームの運営	無	無	無
	知的障害者職親委託	無	無	無



# 各論Ⅲ

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

# 第 1 章 計画の推進体制

## 第 1 節 計画推進の評価・見直し

---

### (1) 計画におけるPDCAサイクル

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

これらはPDCAサイクルに沿って事業を実施し、少なくとも1年に1回その実績を把握し、本計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものとなります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになり、本町では芳賀町障害福祉計画策定委員会が、協議の場となります。

#### ○ 障害者総合支援法（抜粋）

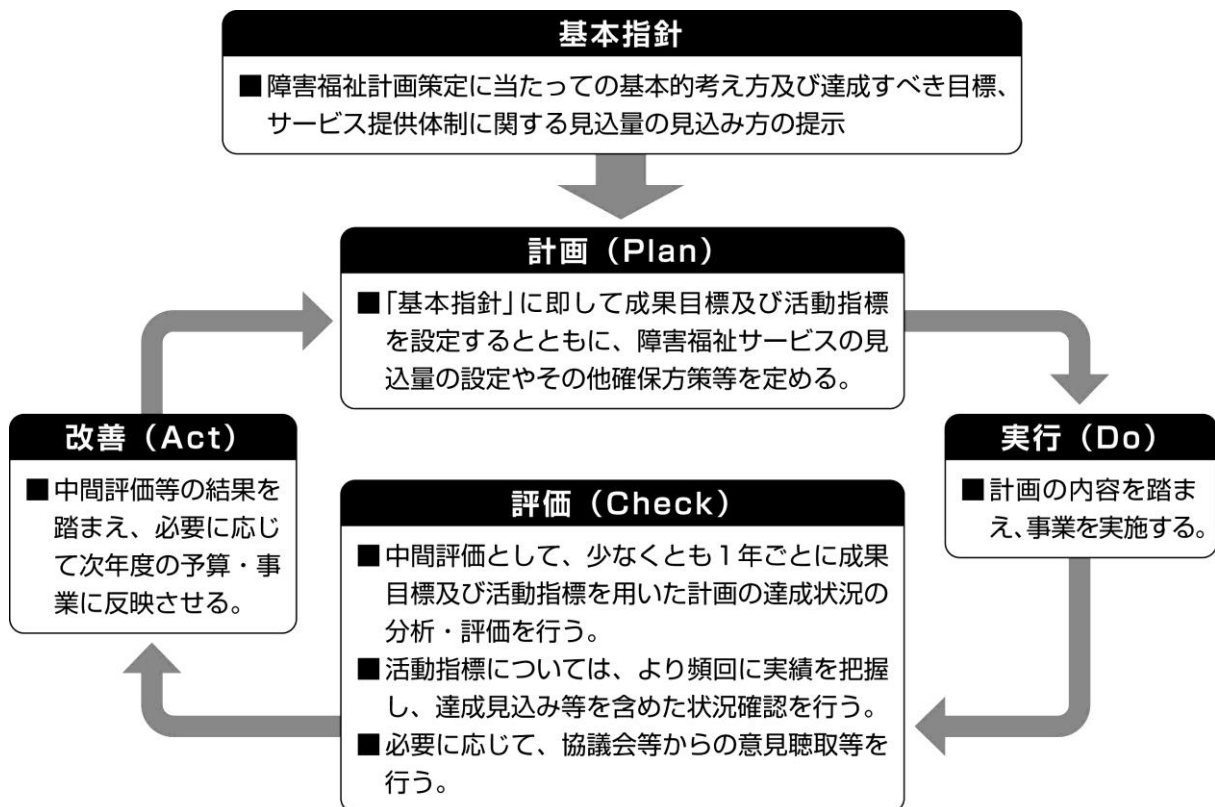
第88条 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 点検・評価結果の反映

芳賀町障害者計画等審議会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

特にサービス支給量の数的目標値を設定する障害福祉計画においては、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する必要があります。その上で、PDCAサイクルのプロセスは、次のとおりとします。

- 少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- 第5期芳賀町障がい者福祉計画においては、これらのPDCAサイクルのプロセスを念頭に、計画作成の段階において、障害者計画の基本指針に即しつつ地域の実情に応じて目標設定をします。



## 第2節 計画の推進体制の確保

---

### (1) 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を強化します。

また、関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、町、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

### (2) 芳賀地区自立支援協議会との連携

本町では、真岡市、益子町、茂木町、市貝町の1市4町で「芳賀地区自立支援協議会」を設置しています。

自立支援協議会は、障害者相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設け事業の円滑な推進を図ることを目的とされており、本計画における障がい福祉サービスによる取組を推進するに当たっては、協議会からの意見・提言等を踏まえ、事業を実施します。

### (3) 障がい福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・企業に対して、障がいに関する正しい知識の啓発に努め、障がい者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

### (4) サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても県との連携を図り、質の確保に努めます。

なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障がい者等が継続的にサービスを利用できるように、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方についてさらに検討を進めます。

# 資料

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

# 第1章 審議・会議等に係る資料

## 第1節 障害福祉計画策定委員会に係る資料

### (1) 芳賀町障害者計画等審議会規則

○芳賀町障害者計画等審議会規則

平成29年9月7日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、芳賀町附属機関に関する条例(昭和51年芳賀町条例第6号)第3条の規定に基づき、芳賀町障害者計画等審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)の規定に基づく障害者計画の策定、検証並びに見直し及び推進に関する重要な事項
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく障害福祉計画の策定、検証並びに見直し及び推進に関する重要な事項
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく障害児福祉計画の策定、検証並びに見直し及び推進に関する重要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 利用施設の関係者
- (5) 利用者等の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。

2 前条第2項第1号、第2号及び第3号の委員の任期はその職にある機関とし、第4号及び第5号の委員の任期はその要件を満たす期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、委嘱後初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉対策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## (2) 芳賀町障害者計画等審議会 委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等	備考
町議会議員	水沼 孝夫	芳賀町議会教育民生常任委員会 委員長	委員長
関係団体の代表者	井本 正司	芳賀町民生委員児童委員協議会 会長	
関係機関の代表者	伊東 利枝	栃木県東健康福祉センター健康支援課長	
	小林しげ子	芳賀町社会福祉協議会事務局長	
	石崎 智	芳賀郡障害児者相談支援センター コーディネーター	
利用施設の関係者	志田 弘子	社会福祉法人益子のぞみの会福祉会 障害支援施設 美里学園 副施設長	
	中村 慶彦	社会福祉法人こぶしの会 けやき作業所長	
利用者等の代表	阿久津 克美	芳賀町身障者福祉会 会長	副委員長
	赤澤 悦子	芳賀町手をつなぐ親の会 会長	
	宮本 茂樹	芳賀町障害者家族代表	
	向田 清	芳賀町障害者家族代表	

\*敬称略

任期：平成29年12月4日～平成32年3月31日

## (3) 芳賀町障害福祉計画策定委員会 議事経過

日程	議事
平成30年 1月31日	委嘱状交付(代表受領)、障害福祉計画策定委員会の役割について
	現計画の評価について
	国の障害福祉制度の概要と第5期障がい福祉計画の基本方針について
	第5期芳賀町障がい者福祉計画の素案について



## 第2章 各種調査などからの分析

### 第1節 芳賀町満足度調査結果

福祉に関する情報がよく分かっていますか？(H28年度から)

単位: NSI値

	H28	H29
はい	12.4	12.9
いいえ	39.8	32.8
どちらとも言えない	45.5	51.6
無回答	2.3	2.7

役場窓口の認知割合(障害に関する設問はH28年度から)

単位: NSI値

	H28	H29
人権相談	23.6	27.3
行政相談	35.5	40.6
心配ごと相談	35.5	35.5
消費者相談	25.9	24.2
心の悩みを相談する窓口	14.7	13.3
配偶者の暴力に関する相談	8.5	8.6
児童虐待に関する相談	13.9	14.8
高齢者虐待に関する相談	8.1	5.5
認知症に関する相談	13.9	16.8
障がいに関する相談	12.0	16.4
農地に関する相談	18.9	23.0
無回答	37.1	34.8

町からの情報の取得先

単位: %

	H27	H28	H29
広報はが	80.5	69.5	80.5
芳賀町ホームページ	22.8	30.9	29.7
行政区内の回覧文書	36.4	35.1	40.6
芳賀チャンネル	40.4	32.0	38.7
新聞(真岡新聞)	16.2	32.8	32.4
議会だより	27.2	25.1	27.7
議会中継(芳賀チャンネル)	8.1	4.2	7.8
無回答	8.8	6.9	3.9

## 障がい福祉の充実

単位：NSI値

	H27	H28	H29
満足度	48.9	50.8	48.2
重要度	78.5	77.9	77.9

## ボランティア活動への参加率

単位：%

	H27	H28	H29
はい	32.4	30.5	34.0
いいえ	64.3	66.4	63.7
無回答	3.3	3.1	2.3

## 自由意見

- ・障がい者が気兼ねなく参加できる行事があると良い。

## ○満足度調査から見えてくる課題

## ①障がい福祉に関する情報が住民に良く伝わっていない。

→当事者以外にとって、町の広報誌に特集記事を出すだけでは、肝心な内容が伝わらない。

→お知らせの内容そのものの検討が必要。

## ②満足度、重要度の開きが大きい。

→将来に対する漠然とした不安から、重要度が高くなっている傾向がある。

→障がい福祉施策がよく知られていないため、「普通」の回答が多く、満足度が50近辺が続いていると予測できる。

→障がい福祉施策について知ってもらうお知らせ等が必要。

## ③普通に社会参画を望む声がある。

→自治会加入等にも経済的な負担が伴うため、二の足を踏む人がいることも予想される。

→障がいの有無に関係なく、様々な人が参加しやすい地域の居場所が必要。

→特に最近では、精神の障がいがある人の居場所が不足していると関係機関の意見がある。

## 第2節 その他の意見

---

### (1) まちづくり委員会からの意見

- ①障がいを持たない人に対する教育が必要ではないか？
  - 講演会その他の方法で、障がい福祉の啓発を実施。
  - 最終的には障がいの有無に関わらず、地域の中で充実した生活が送れるようにお互いの理解を深める事業を検討する。
- ②小学校等での福祉教育などを通して啓発が必要ではないか？
  - 障害者差別解消法や障がいがある人に対する関わり方を学ぶ機会が必要。
- ③地域における居場所が必要ではないか？
  - 障がいの有無に関わらず集まれる地域の居場所について検討する。

### (2) 芳賀地区自立支援協議会での意見

- ①自力で生活することが難しい人の緊急時の対応について。
  - 緊急時のショートステイの利用について、取り組む必要がある。
- ②障がいのある人の居場所が必要。
  - 地域活動支援センターの機能強化について検討が必要。
  - 福祉サービス以外での居場所も必要。
- ③入所者・入院者の地域へのスムーズな移行
  - 精神科などからの地域移行について、関係機関との連携・調整が必要。
- ④親亡き後の本人の生活について、入所できる施設が欲しい。
  - 国、県の方針を加味しながらサービス支給量目標について、検討する。
- ⑤県東圏域では地域資源が限られている。
  - 地域生活支援拠点等整備について、1市4町で検討中。

## 第5期芳賀町障がい者福祉計画

(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)

---

発行年月:平成30年3月

発行:芳賀町

編集:芳賀町 福祉対策課

---

所在地:〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020 番地

電話:028-677-1112